平成２７年（フ）第４３号
群馬県桐生市相生町３丁目573番地　市営９号棟142号
債務者　澤田　希未（旧姓河口）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第２９７号
千葉市花見川区三角町464番地８
債務者　中込　はつ
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８６号
川崎市高津区蟹ケ谷３番地７　蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅２―516
債務者　岸　　敏雄
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
新潟市中央区姥ヶ山６丁目11番12号
債務者　斉藤　大輔
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５４号
新潟市西区五十嵐東３丁目１番18号　アイビーハウス103、前住所新潟市西区五十嵐１の町7155番地　パンプキンホームいからし１－４
債務者　和久井正之
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６４号
新潟市東区粟山４丁目13番16号
債務者　永島　ミサ
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６７号
新潟県五泉市中川新1215番地
債務者　西脇　順子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７５号
新潟市東区石山３丁目14番４号
債務者　清野　弘道
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１９号
長野県東筑摩郡山形村4229番地12
債務者　市田小百合（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２３号
岐阜県美濃加茂市本郷町１丁目４番31号、前住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬477番地16
債務者　加納　文彦
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第７７０号
名古屋市名東区山の手１丁目416番地　サンローヤル香流105号
債務者　岡田真奈美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１号
三重県亀山市みどり町29番地２
債務者　白桃　伸昭
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３２号
兵庫県姫路市香寺町香呂10番地１　マルフク北マンション48号、従前の住所兵庫県姫路市香寺町中屋１番地１
債務者　松岡久美子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５３号
奈良市南京終町４丁目385番地の１
債務者　フミヨシ食品こと梅原義弘こと　文義弘
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１５６号
奈良市神功２丁目14番地の15
債務者　戸塚　幸恵
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１５８号
奈良県天理市新泉町294番地
債務者　前田　康子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１６５号
奈良県大和郡山市九条町487番地18
債務者　田中千代子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
奈良地方裁判所